

定住支援

郊外部移住者空き家活用促進補助金

内 容 移住者(U I Jターン世帯)が昭和26年以降に建築された空き家を購入し、自ら定住する方に対して内部改修工事費を助成します。

〔対象区域〕 郊外部(市街化区域に限る)

〔対 象〕 専用住宅及び共用住宅(居住部分が1/2以上)

区分	助成率	限度額	条件
基本部分	内部改修費の1/2	50万円	
加算部分	内部改修費の1/2	50万円	申請者の年齢が45歳未満 (申請年度の4月1日現在)

移住者(U I Jターン世帯)とは

次のすべてに該当する世帯です。

- ・石川中央都市圏内において現に勤務し、若しくは事業を営んでいる方又は勤務し、事業を営む予定である方
- ・金沢市内に移住して3年を経過しない者、又は移住する予定の方
- ・金沢市内に移住する前に、市外に3年以上居住していた方

※石川中央都市圏内とは、金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町の4市2町

- 基準(条件)
- ・かなざわ空き家活用バンクに掲載した空き家であること
 - ・売買契約後自己所有とし、居住すること
 - ・昭和56年5月31日以前に確認済証が交付されたものは耐震診断、耐震設計、耐震改修を行うこと



里山地域における分家住宅等建築奨励金

内 容 里山地域において、農業振興及び集落の活性化のため、戸建て住宅を新築又は購入する新規就農者、農家の分家世帯員に対して奨励金を交付します。

〔交付対象者〕

- ・新規就農者(営農開始から、10年以内で10a以上の農地を自ら耕作する方)
- ・農家の分家世帯員(農業を営む者(農家の本家)の親族のうち3親等以内の方)

区分	奨励金額	限度額	条件
基本部分	借入金の2.5%	50万円	
加算部分	借入金の1.0%	20万円	多子世帯 (18歳未満の子ども3人以上と同居する世帯)

- 基準(条件)
- ・住宅に係る借入金があること

お問合せ

金沢市農林局農業振興課

〒920-8577 石川県金沢市広坂1丁目1番1号
電話 076-220-2214 FAX 076-222-7291
e-mail nourin_s@city.kanazawa.lg.jp

